

2019年度 社会保険労務士試験 選択式 模範解答と講評

労働基準法及び労働安全衛生法			社会保険に関する一般常識		
A	⑰	平均賃金	A	⑯	その資格を喪失した後3か月以内
B	⑫	支給対象期間と時期的に対応する期間	B	②	5万円
C	⑲	労働時間	C	⑩	その保健医療の向上及び福祉の増進
D	④	快適な職場環境	D	⑤	安定的な財政運営
E	⑱	労働衛生コンサルタント	E	⑪	障害認定日から70歳に達する日の前日
Aは平易（仮に知らなくても4つ目のAから導き出せる）、Bはやや難（⑭と迷うところ）、C～Eは基本事項であり平易。確実に3点、出来れば4点確保したい。			AとBは健康保険法と同様と判断できれば平易。Cは難問。Dは基本条文からの出題で平易。Eは難問。A、B、Dで確実に3点を確保したい。		
労働者災害補償保険法			健康保険法		
A	②	労働基準	A	⑧	9月30日における当該任意継続被保険者の属する保険者が管掌する
B	④	二次健康診断等	B	⑥	4月5日から
C	③	傷病	C	⑰	日
D	④	10日	D	⑬	当該事業年度及び直前の2事業年度内
E	④	1年	E	⑨	12分の1
A～Cは基本事項であり平易。DとEも択一式の出題実績があり比較的平易。確実に4点確保したい。（5点満点も可能）			A～Cは平易。DとEは細かいところからの出題で難問。A～Cで確実に3点を確保したい。		
雇用保険法			厚生年金保険法		
A	⑤	疾病又は負傷	A	⑰	発する日から起算して10日
B	⑦	通算して7日	B	⑧	24か月分以上及び5千万円以上
C	②	休業を開始した日	C	⑲	保険給付の額
D	⑯	引き続き30日	D	②	3月から翌年2月
E	⑫	通算して12箇月	E	⑮	当該2月の支払期月
A～Eすべて基本事項であり平易。確実に4点確保したい。（5点満点も可能）			Aは平易。Bは同じ項目（財務大臣への権限の委任）が国民年金法で過去出題されておりマークしておくべきところだが、やや難問。Cはマクロ経済スライドの趣旨を知っていれば平易。DとEは基本事項であり平易。確実に3点、出来れば4点を確保したい。		
労働に関する一般常識			国民年金法		
A	⑮	技能士	A	⑧	将来の給付の貴重な財源
B	⑦	35	B	①	国民年金事業の運営の安定
C	⑫	えるぼし	C	⑳	保険料の徴収上有利
D	⑱	すべての年齢階級で上昇	D	⑰	納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日
E	②	2	E	⑯	納期限の翌日から3月
Aは予想外のところからの出題ということもあり、やや難問。Bは難問。Cは平易。Dは女性の社会進出が進んでいることを考慮すれば導き出せるが、やや難問。Eは1割か2割で迷うところで難問。出来ればA、C、Dで3点を確保したい。			AとBは毎年選択式出題の候補に挙がる条文からの出題であり、このうち1つは正解したい。Cは細かいことからの出題だが、他方にもある保険料の口座振替納付の条文を思い出すことが出来れば平易。DとEは択一式の定番論点でもあり平易。C～Eで確実に3点、できればあと1点加算して4点を確保したい。		
全体講評					
労働一般を除き比較的平易な問題が多く、全体的な難易度は決して高くないが、労働一般は、基準点(3点)を確実に確保することが難しい内容であった。合格ラインは、25～26点と予想する。					

2019年度 社会保険労務士試験 択一式 模範解答と講評

労働基準法及び労働安全衛生法			健康保険法		
〔問 1〕	A		〔問 1〕	C	
〔問 2〕	C		〔問 2〕	D	
〔問 3〕	C		〔問 3〕	E	
〔問 4〕	C		〔問 4〕	B	
〔問 5〕	B		〔問 5〕	E	
〔問 6〕	D		〔問 6〕	D	
〔問 7〕	B		〔問 7〕	A	
〔問 8〕	D		〔問 8〕	E	
〔問 9〕	E		〔問 9〕	D	
〔問 10〕	C		〔問 10〕	C	
労働基準法は、例年と比較的して取り組みやすい問題が多い。安衛法は、例年どおり細かい規定からの出題が多く、得点しにくい。問10は、得点できる。問1、問4、問5、問7、問10を確実に得点し、全体として6点を確保。			一部細かい規定からの出題もあるが、論点をしっかりと理解していた受験生は得点できる問題である。また、すべての肢の判断ができなくても正解肢を見つけることができる問題（問3、8）もある。問2、問3、問4、問5、問6を確実に得点し、全体として7点を確保。		
労働者災害補償保険法（徴収法含む。）			厚生年金保険法		
〔問 1〕	E		〔問 1〕	E	
〔問 2〕	C		〔問 2〕	C	
〔問 3〕	C		〔問 3〕	A	
〔問 4〕	E		〔問 4〕	D	
〔問 5〕	D		〔問 5〕	E	
〔問 6〕	B		〔問 6〕	E	
〔問 7〕	A		〔問 7〕	D	
〔問 8〕	D		〔問 8〕	B	
〔問 9〕	B		〔問 9〕	A	
〔問 10〕	C		〔問 10〕	B	
労災法の難易度は普通レベルである。徴収法は比較的易しい。しっかりと学習していた受験生は、高得点をとることも可能。問1、問4、問5、問6、問7、問8、問9、問10を確実に得点し、全体として7点を確保。			健康保険法と同様に一部細かい規定からの出題もあるが、論点をしっかりと理解して受験生は得点できる問題である。問1、問4、問5、問6、問7を確実に得点し、全体として7点を確保。		
雇用保険法（徴収法含む。）			国民年金法		
〔問 1〕	E		〔問 1〕	C	
〔問 2〕	A		〔問 2〕	C	
〔問 3〕	B		〔問 3〕	B	
〔問 4〕	D		〔問 4〕	E	
〔問 5〕	B		〔問 5〕	C	
〔問 6〕	C		〔問 6〕	A	
〔問 7〕	D		〔問 7〕	D	
〔問 8〕	E		〔問 8〕	D	
〔問 9〕	A		〔問 9〕	E	
〔問 10〕	C		〔問 10〕	A	
雇用保険法は昨年と比較してかなり易しくなっている。また、徴収法も3問ともに正答できる問題である。そのため、しっかりと学習準備をしていた受験生は高得点をとることも可能。問4、問5、問7、問8、問9、問10を確実に得点し、全体として7点を確保。			事例を法律の規定にあてはめて正誤を判断する問題が多く出題されている。その問題は難易度が高いが、組合せ問題が1題しか出題されていないこともあり、消去法で正解を出すことができる問題もある。問2、問3、問4、問5、問7、問9を確実に得点して全体として7点を確保		
労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識					
〔問 1〕	A				
〔問 2〕	E				
〔問 3〕	A				
〔問 4〕	B				
〔問 5〕	D				
〔問 6〕	A				
〔問 7〕	C				
〔問 8〕	D				
〔問 9〕	E				
〔問 10〕	A				
労働に関する一般常識は、例年より易しい。また、労働経済の問1については、過去何度も出題されたことがあるテーマなので、しっかりと準備していた受験生は、正答することができたであろう。社会保険に関する一般常識は問6、問7以外は難易度が高く得点しにくい。問4、問6、問7を正答し、全体として5点を確保。					
全体講評					
択一式問題については、組合せ問題及び個数問題の出題（合計11問）が少なかったことから、すべての肢の正誤の判断ができなくても、正解は見つけ出せる問題が比較的多い。ただし、社会保険に関する分野は長文の問題が増えており、また、事例を法律の規定に当てはめて正誤を判断させる問題が出題されている。そのため、合格基準をクリアするには読解力と論点の正確な把握が必要である。合格ラインは、昨年(45点)と同じと予測するが、合格ラインが45点より上がることはあっても、下がる可能性は低いと思われる。					